

第7期 事業報告

〔平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで〕

株式会社日本国債清算機関

(添付書類)

事業報告

〔平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで〕

I. 当社の現況に関する事項

1. 事業の状況

(1) 事業の経過および成果

一昨年の国際金融危機の発生以来低迷を続ける国内景気は、世界経済の回復を受けた輸出の持ち直し、企業業績の底入れ感による株価の上昇など一部に底打ちの兆しがみられるものの、雇用・所得環境、設備投資などは依然として厳しい状況にあり、実体経済全体の回復ペースは極めて緩やかなものとなっています。

一方国債市場の決済動向への影響としては、リーマン・ブラザーズ証券の経営破綻をきっかけとした信用リスクに対する警戒感の高まりから、主にレポ取引市場の縮小を通じて決済件数、金額とも大きく落ち込み、その後も現在にいたるまでほぼ横這いで推移しています。

このような状況のもと、当社は我が国唯一の国債取引の清算機関として、より安定的な資金調達体制構築への取り組み、決済機能強化に主眼を置いた基幹システム更改プロジェクトの推進、人的基盤の整備・充実等、決済システムの円滑な運営に資するよう努力を行って参りました。

当期業績としては、国債の流通量が回復しない中、債務引受高が前年度比 7.1%減、1 営業日あたり決済処理量（片道ベース）が件数で同 8.7%減の 2,385 件、金額では同 6.8%減の約 9.1 兆円とそれぞれ減少いたしました。一方、当社取扱高の対市場シェアとしましては、日銀ネット国債 DVP 取引に占める当社決済の比率が件数で 46.9%、金額で 44.7%と、前年度実績（件数 42.3%、金額 38.7%）を大きく上回ることとなりました。営業収益では、手数料上限額引き上げの制度変更が寄与し、前年度比 5.8%増の 12 億 97 百万円となり、営業費用は主にシステム関連保守及び減価償却、人件費の増加により同比 3%増の 12 億 14 百万円となりました。以上の結果、経常利益は 86 百万円、税引き後利益は 49 百万円を計上いたしました。当該利益につきましては、さらなる業務基盤強化にそなえ、内部留保の蓄積に充当することとしております。

(2) 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は 133 百万円であり、主な内容は、清算システムの機能強化と業務継続体制を強化させる為のシステム基盤の整備に関わるものであります。

(3) 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

2. 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第 4 期 平成 19 年 3 月期	第 5 期 平成 20 年 3 月期	第 6 期 平成 21 年 3 月期	第 7 期 (当期) 平成 22 年 3 月期
営 業 収 益	1,303,927	1,308,383	1,226,430	1,297,782
経 常 利 益	236,157	206,990	51,811	86,138
当 期 純 利 益	157,056	121,480	29,458	49,992
1 株当たり当期純利益	2,410.47 円	1,835.71 円	445.15 円	755.44 円
総 資 産	122,474,827	116,137,299	112,252,480	93,277,303
純 資 産	3,404,841	3,526,322	3,555,780	3,605,773

(注)1. 1 株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

3. 対処すべき課題

当社は、国債決済市場の中核的インフラ機関として、システムをはじめとする業務基盤強化を通じて参加者サービスの向上に努めて参りましたが、一昨年の国際金融危機後の市場環境の劇的な変化にともない、清算機関である当社が果たす役割はますます重要になっております。引き続き、リスク管理の高度化と業務継続体制の強化、参加者数拡大による財務基盤の強化を通じて、清算業務の安全性・効率性・利便性の一層の増進を図ることにより、証券市場の安定性と信頼性の維持に貢献して参る所存です。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

4. 主要な事業内容

内閣総理大臣より有価証券債務引受業の免許を取得し、金融商品取引法に基づく金融商品取引清算機関として、国債に係る決済・清算等の業務を行っております。

5. 主要な営業所

本 店 東京都中央区日本橋兜町2番1号

6. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
18名	+2名	41才	2年2ヶ月

(注) 従業員には、出向者5名を含みます。

7. 当社の現況に関するその他の重要な事項

記載すべき事項はありません。

II. 会社役員に関する事項

1. 会社役員の状態（平成 22 年 3 月 31 日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
取締役社長 (代表取締役)	宇野清勝	
取締役	谷中幸夫	ICAP 東短証券株式会社 最高執行責任者兼同社取締役
取締役	星野好幸	ゴールドマン・サックス証券株式会社 業務統括本部長
取締役	吉川兼次	みずほ証券株式会社 金融市場業務部長 エンサイドットコム証券株式会社 非常勤取締役
取締役	五嶋修	大和証券キャピタル・マーケット株式会社 グローバル・マーケット業務部長兼統合リスク管理部付部長
取締役	三澤博文	野村証券株式会社 グローバル・フィクスト・インカム・ストラテジー室長
取締役	瀧野俊郎	三菱UFJ証券株式会社 市場商品本部 市場商品統括部長
監査役 (常勤)	吉田重雄	
監査役	小澤均	ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ（ジャパン）リミテッド（ビー・エヌ・ピー・パリバ証券会社 東京支店） 経理・財務部長 ビー・エヌ・ピー・パリバ・ジャパン株式会社 監査役 ビー・エヌ・ピー・パリバ・プリンシパルインベストメンツジャパン株式会社 監査役
監査役	一色知之	株式会社三井住友銀行 証券ファイナンス営業部長

- (注)1. 谷中幸夫氏、星野好幸氏、吉川兼次氏、五嶋修氏、三澤博文氏、瀧野俊郎氏は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であります。当社は、定款に社外取締役の責任限定契約に関する規程を設けております。
2. 吉田重雄氏、小澤均氏、一色知之氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。当社は、定款に社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。
3. 平成 22 年 3 月 18 日付で取締役内田信幸氏が辞任しております。
4. 監査役小澤均氏は、米国公認会計士(AICPA)の資格を有する他、長年にわたり財務・会計業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

Ⅲ. 会計監査人に関する事項

1. 名称

新日本有限責任監査法人

IV. 株式および新株予約権に関する事項

1. 大株主（上位 28 名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
	株	%
アール・ビー・エス・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド (証券)	4,136	6.25
みずほ証券株式会社	3,868	5.84
I C A P 東短証券株式会社	2,068	3.12
大和証券キャピタル・マーケット株式会社	2,068	3.12
ドイト証券株式会社	2,068	3.12
シティグループ証券株式会社	2,068	3.12
日本相互証券株式会社	2,068	3.12
野村ホールディングス株式会社	2,068	3.12
ビー・エヌ・ピー・パリバ証券会社	2,068	3.12
株式会社三井住友銀行	2,068	3.12
上田八木短資株式会社	2,068	3.12
株式会社岡三証券グループ	2,068	3.12
クレディ・アグリコル・セキュリティーズ・アジア・ビー・ヴィ	2,068	3.12
ソシエテジェネラルセキュリティーズノースパシフィックリミテッド	2,068	3.12
東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社	2,068	3.12
東短ホールディングス株式会社	2,068	3.12
メリルリンチ日本証券株式会社	2,068	3.12
UBS セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド	2,068	3.12
B G C ショウケンカイシャリミテッド	2,068	3.12
日本証券金融株式会社	2,068	3.12
モルガン・スタンレー証券株式会社	2,068	3.12
J P モルガン証券株式会社	2,068	3.12
バークレイズ・キャピタル証券株式会社	2,068	3.12
クレディ・スイス証券株式会社	2,068	3.12
ゴールドマン・サックス証券株式会社	2,068	3.12
リーマン・ブラザーズ証券株式会社	2,068	3.12
農林中央金庫	2,068	3.12
コメルツバンク・アクツィエンゲゼルシャフト(コメルツ銀行)東京支店	2,068	3.12

2. 株式に関するその他の重要な事項

(1) 発行可能株式総数	100,000 株
(2) 発行済株式の総数	66,176 株
(3) 株 主 数	33 名

3. 新株予約権等の状況

記載すべき事項はありません。

V. 業務の適正を確保するための体制に関する事項

業務の適正を確保するための体制としては、以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

法令遵守を経営の基本方針の一つと位置づけ、具体的な行動基準として別に定める行動規範と共に取締役・使用人に周知を図ることとする。

また、総合リスク管理委員会を設置し、コンプライアンスを確保するために必要な制度を策定し、コンプライアンス体制の状況について検討及び改善を行う。

2. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

総合リスク管理委員会においてリスク管理のための諸施策を行う。

また、大規模な事故・災害が発生した場合に備えてBCP検討会を開催し、危機対応マニュアルの整備や訓練を実施する。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書管理規定の定めにより、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存するなど、情報の保存及び管理を適切に行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役の職務の効率性を確保するために、業務の近況、各種委員会の行動について報告を受ける。さらに、取締役は必要に応じて議事録及び会議資料を閲覧できることとする。

5. 監査役の職務を補助すべき使用人及びその独立性に関する事項

監査役からの要請がある場合には、必要に応じて、その職務を補助すべき使用人を置くものとする。当該使用人の評価等に関しては、監査役の同意を得て決定するものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

6. 取締役・使用人による監査役への報告体制及びその他監査役監査の実効性を確保するための体制

取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したとき及び当社に重大な影響を及ぼす事実を発見したときは、当該事実に関する事項を監査役に対して速やかに報告することとする。

また、監査役は、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができるものとする。

なお、監査役は会計監査人を監督するものとし、会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画について事前に報告を受けることとする。